

質 疑 応 答 書

令和 7 年 4 月 28 日

次の業務に係るプロポーザルについて、質問があったので回答します。

業務名：公用車次世代自動車推進等業務委託	
質疑事項	回答事項
■ 1 弊社契約は千歳市契約規則第27条（8）「市長が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき」として、契約保証金を免除いただける条件に該当しますでしょうか。 ■ 2 千歳市契約規則第27条（3）についての契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。 この内容について、以下、ご確認をお願い致します。 （1）「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と異なる物件でも許容頂けますでしょうか？ （2）「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。 （3）「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。 本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか？ ① 2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか？ ② 2年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか？ ③ 2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか？ （4）【貴市】以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか？ 他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか？ （5）国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として認めていただけますでしょうか？	■ 1 貴社との契約が千歳市契約規則第 27 条に定める契約保証金免除対象となるか否かについては、同規則第 1 項第 3 号を含めて、総合的に判断することになるため、現段階においてはお答えできません。 ■ 2 以下のとおり、千歳市契約規則第27条(3)についての認識をお示しします。 (1) 貴社の賃貸借契約に係る実績の内容を踏まえ、総合的に判断させていただきます。 (2) 具体的な基準はございません。(1)同様、総合的に判断させていただきます。 (3) 契約保証金の性質が「契約者の義務履行を担保するために徴収する金銭」であることから、貴社提示の選択肢③を想定しております。 (4) 国又は【当市】以外の地方公共団体の契約実績を想定しております。 (5) 契約規則第27条（3）に規定するとおり「国」又は「地方公共団体」を想定しております。

■ 3

契約保証金の納付に代え、履行保証保険による取り進めを検討しております。入札/履行保証保険による代用の場合の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願いいたします。

①保険金額は、「税込」契約総額の100分の10以上との認識でよろしいでしょうか。

②保険期間は、入札日～契約日/契約日～賃貸借満了日との認識でよろしいでしょうか。

③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大7～8営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。

④履行保証保険の最長保険期間が5年となりますので、5年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか（他自治体で同事例発生の際も了承頂いております）。例：保険期間が10年〇ヶ月となる場合「5年、5年、●ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。

■ 4

最優秀提案者となれました後、協議事項について合意に至らず交渉を断念する場合、ペナルティは発生しないでしょうか？

■ 5

グループ提案の場合、プレゼンテーションの参加者（上限3名）につきまして、代表企業の人員の他、グループ企業の人員も参加の上、ご提案させていただいてもよろしいでしょうか？

■ 6

グループ提案の場合、プレゼンテーションの参加人数が上限の3名を超えることについてお認めいただけないでしょうか。

■ 7

本件、充電設備のリース契約となる場合、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定が御座いますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定

■ 3

① 履行保証保険金額は、千歳市契約規則第26条第1項において「【契約金額】の100分の10以上」と規定していることから、同規則第27条(1)の規定に基づき履行保証保険を検討する場合、当該金額は「税込」としてください。

② 契約保証金の性質が「契約者の義務履行を担保するために徴収する金銭」であることから、その期間はプロポーザルに係る告示文（千歳市告示第76号）などで示している「履行期間（契約締結日から令和17年3月31日まで）」としてください。

③ 業者選定後から契約締結まで、1か月程度の期間を想定していますので、可能であると考えます。

④ ②のとおり、「履行期間（契約締結日から令和17年3月31日まで）」を一括して保険付保していただくことが原則となりますが、そのような保険が無い場合は、別途協議いただくことを想定しています。

■ 4

発生しません。

■ 5

本件プロポーザル実施要領の第9の2(1)③に定めるプレゼンテーションの参加人数の上限以内であれば、大丈夫です。

■ 6

公平性の観点から、実施要領の第9の2(1)③に定めるプレゼンテーションの参加人数の上限は、遵守してください。

■ 7

無償譲渡後は当市の所有物件となりますので固定資産税については非課税扱いとなりますが、賃貸借期間中については、当市の所有物件ではないことから課税扱いとな

資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。 ■ 8 補助金についてご質問をお願いいたします。 万一の場合の想定となりますが、受注者の責任によらない事由により、補助金の交付が受けられない又は不足等が発生の場合、同差額分につきましては、【貴市】に費用負担をお願い出来ますでしょうか？ ■ 9 補助金についてご質問をお願いいたします。 万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金を受給した場合において、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、補助金交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受注者がその支払いを余儀なくされた場合、当該原因が受注者の原因以外となります場合には【貴市】にてご負担をいただけますでしょうか？ ■ 10 上記の 2 つの質問に加えまして、補助金に係る内容について賃貸借契約書の条文または特約として表記することについて別途協議させて頂く事は可能でしょうか？ （万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいのですが、内容を別途協議とさせて頂ければ幸いです。） ■ 11 利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますでしょうか？ ■ 12 最優秀提案者となれました場合、貴市所定の契約書の作成において、内容の協議をいただけますでしょうか。	る認識でおります。 ■ 8 ■ 10 の回答を踏まえ締結する契約に明記すべき事項と考えており、これに基づき判断されるものと考えます。 ■ 9 ■ 8 と同様の回答となります。 ■ 10 業者選定後から契約締結まで、1 か月程度の期間を想定していますので、可能であると考えます。 ■ 11 利用予定のひな形は、ありません。 ■ 12 業者選定後から契約締結まで、1 か月程度の期間を想定していますので、可能であると考えます。
---	---

■ 13

市との契約についてお伺いいたします。事業者と各協力事業者のグループでの提案を予定しています。グループの役割（EVと充電設備の賃貸借役割）に応じて、協力事業者が市と直接賃貸借契約を締結することは可能でしょうか。その場合必要な手続き等があればご教授願います。

■ 14

上記の質問に関連して、協力事業者との直接契約が可能な場合、市へのご請求も直接協力事業者となることについてご承諾いただけますでしょうか。

■ 15

充電設備の設置についてリースでの提案を検討しております。事業期間は「契約締結日から令和17年3月31日まで」との記載あり、また充電器について「リースの場合は事業期間満了後、市に所有権を譲渡」との記載がございます。リース終了日及び 無償譲渡時期が事業期間満了日（令和17年3月31日）より前に設定することは可能でしょうか（例：令和7年から12年までの5年リース等）。

■ 16

リース会社による入札参加を検討しております。賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を【貴市】から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。

■ 17

前の質問（No. 【1】）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が【貴市】より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を【貴市】から受託するのではなく、【貴市】の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えない

■ 13

本体契約（貴社と協力会社様）と連動する契約内容とし、市、貴社と協力会社様との3者契約を考えております。

■ 14

■ 13で締結した契約内容に基づき、請求いただくこととなります。

■ 15

無償譲渡の時期は、本件プロポーザルの仕様書Ⅳの2(6)に定めるとおり、「事業期間満了後」となります。

■ 16

本委託業務においては、充電設備の設置工事等の業務が発生するものと認識しています。本件業務の「一部」を再委託する場合は、本件プロポーザル実施要領の第12の5に定める書面協議を行い、当市の承諾を得る必要があります。

■ 17

■ 16の後段と同様の回答となります。

でしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）

■ 18

本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか？

■ 19

万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、【貴市】にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？

■ 20

予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？

■ 21

受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定しまして、上記の任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか？

■ 22

充電設備に動産総合保険の付保は必要でしょうか。その場合一般的な動産総合保険（時価ベース）への加入でよろしいでしょうか？

■ 23

本件、充電設備に動産総合保険を付保を予定しております。
同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。
万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料については別途協議とさせていただきますでしょうか？

■ 18

本件は、債務負担行為による委託契約となります。

■ 19

■ 8 と同様の回答となりますが、当市においても受注者と締結した契約を誠実に履行してまいります。

■ 20

ございません。

■ 21

別途協議させていただきますが、双方が契約締結前に十分協議した上で、当初契約に、可能な範囲で、定めておく事項であると考えます。

■ 22

本件プロポーザルの仕様書には、動産総合保険の加入について特段の記載をしておりませんので、貴社のご判断となります。

■ 23

別途書面により協議させていただきます。

■ 24

本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか？（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）

■ 25

仕様書のⅢ-4その他に記載されている充電設備の補助金について

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」ですが、

経産省の令和7年度当初予算案の成立が前提となっており、現時点で実施する事が確実ではありません。

また最新の申請要件は例年5月中旬にHPに掲載されており

要件が前年から変更になっている可能性もありえると考えております。

その為、5/16の提案書に当該補助金を盛り込んだ費用で作成するのは難しいのではないかと思いますのですが、ご見解を教えていただけると幸いです。

質問年月日 2025年 4月 25日

■ 24

双方が契約締結前に十分協議した上で、当初契約に、可能な範囲で、定めておく事項であると考えますが、賃貸借開始日に遅れが生じる場合には、本件プロポーザルの仕様書Ⅳの1(3)に基づき、別途協議させていただきます。

■ 25

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」は、採択要件、制度の実施及び採択についても、不透明であります。本件委託業務における国等の補助金に関する市の認識は、本件プロポーザルの仕様書Ⅲの4に定めるとおりであります。

そのため、提案者には、可能な限り、補助金充当額を想定した金額の提示を求めますが、当該業務委託の積算に補助金額を含めずに、別途、補助金に係る資料等を提出いただくことも可能です。

質問回答日 2025年4月28日